

西東京市
第三次地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

令和6年3月

西東京市

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 基本的事項	4
(1) 計画の位置付け	4
(2) 対象とする温室効果ガス	5
(3) 対象とする事務・事業の範囲	5
(4) 計画の期間・基準	6
第2章 事務・事業に係る温室効果ガスの排出状況.....	7
1. これまでの事務・事業による温室効果ガス排出量	7
2. 活動区分別温室効果ガス排出量	8
第3章 本計画の削減目標.....	10
第4章 目標達成に向けた具体的な取組.....	11
1. 目標達成のために行うべき対策	11
2. 対策に基づく具体的な取組	12
対策1：徹底した省エネルギー化の推進	12
対策2：再生可能エネルギーの利用拡大	14
対策3：職員による率先行動等	15
第5章 計画の推進.....	17
1. 計画の進行管理	17
2. 推進体制	18

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

西東京市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画として「西東京市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、地球温暖化対策の取組を推進することにより、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に努めています。また、令和4(2022)年2月にはゼロカーボンシティ宣言を行っており、2050年におけるゼロカーボンシティを実現するため、さらなる取組の推進が必要です。

平成17(2005)年3月に「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後、平成20(2008)年3月、平成23(2011)年3月に見直しを行った後、平成28(2016)年3月に「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)後期計画」、令和2(2020)年3月に「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)後期計画(改訂版)」(以下「前計画」という。)を策定しました。

このたび、前計画が令和5年度で終期となることを受け、より効果的な対策を行うため、前計画を見直し、「西東京市第三次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定を行いました。

本計画では、市役所も地域における事業所のひとつと捉え、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むものであり、地域の温室効果ガス排出抑制に向けてリーダーシップを取ることで、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

2. 計画策定の背景

■温暖化の状況

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、令和5(2023)年3月に公表した第6次評価報告書統合報告書の中で、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに気温上昇が1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取ることの必要性が訴えかけられています。

■世界の動向

平成27(2015)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書であるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後

半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国が参加することや、5年ごとに成果を提出・更新する仕組み、適応計画のプロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとなっています。

平成 30（2018）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロにする必要が示されています。この報告書を受け、我が国を含む世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

■国の動向

令和 2（2020）年 10 月、国は脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラルを宣言しました。翌年には、地球温暖化対策推進本部において、令和 12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25（2013）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和 3（2021）年 10 月には、地球温暖化対策計画と政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（「以下「政府実行計画」という。）の改定が行われました。政府実行計画では、令和 12（2030）年度までに 50%削減することが示されるとともに、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が掲げられています。さらに、国の区域施策編である地球温暖化対策計画では、事務・事業が含まれる業務その他部門の温室効果ガス削減目標として、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 51%削減することが示されており、これらの目標との整合が求められています。

表 1-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画（環境省）

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。
※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図 1-1 政府実行計画の概要

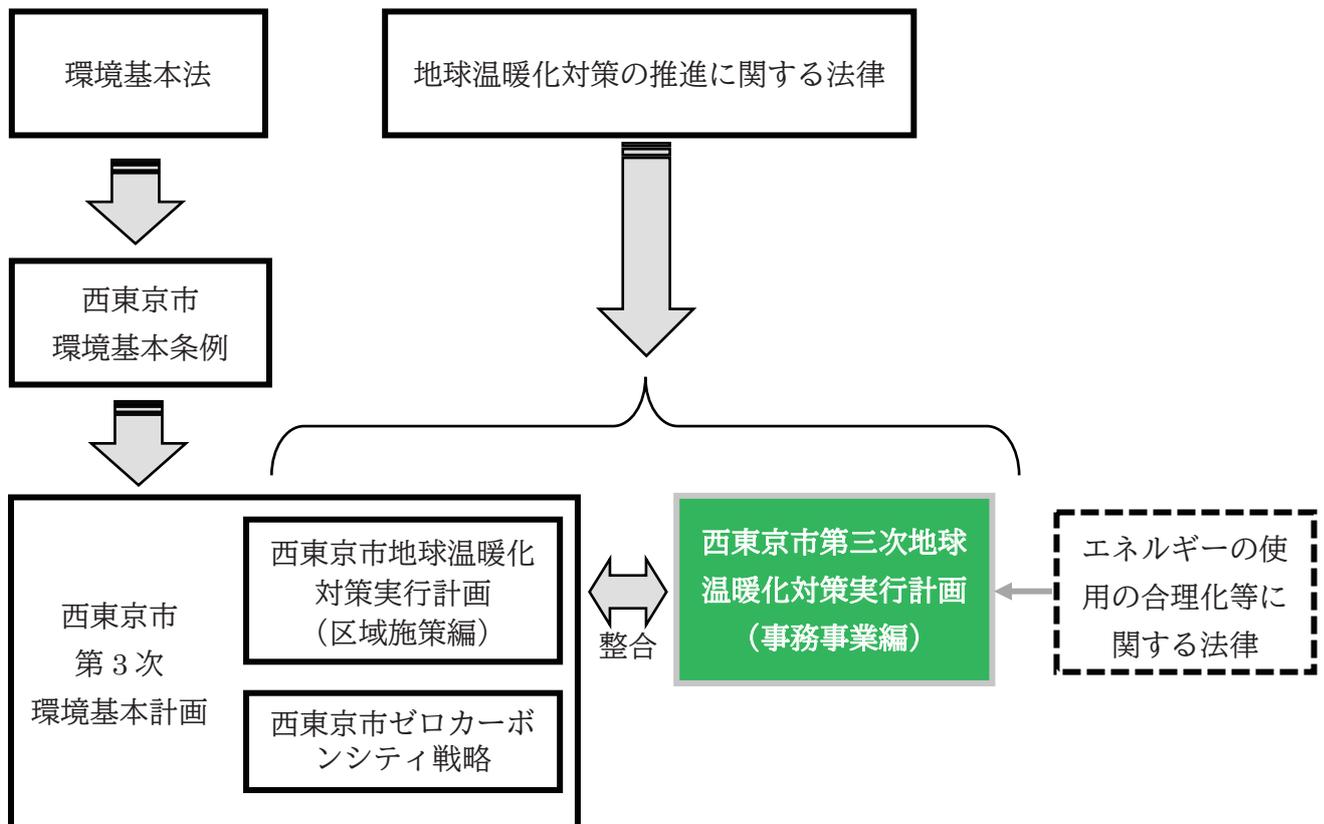
出典：政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（環境省）

3. 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。この計画は、「西東京市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した「環境基本計画」に示された市域全体での温室効果ガス排出量の削減に寄与するものです。

図 1-2 計画の位置付け



(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で示されている温室効果ガス7種類のうち、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）は実態として微量であるうえ把握が困難であることから、算定対象外とし、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、下表に示す4種類とします。

表 1-2 対象とする温室効果ガス

ガスの種類		人為的な発生源
二酸化炭素	CO ₂	・化石燃料（ガソリン、灯油 等）の使用 ・電気の使用（火力発電による） 等
メタン	CH ₄	・自動車の走行 等
一酸化二窒素	N ₂ O	・自動車の走行 等
ハイドロフルオロカーボン	HFC	・カーエアコンの使用、廃棄 等

(3) 対象とする事務・事業の範囲

エネルギー管理の対象範囲は、市が設置及び管理するすべての市有施設（以下「市対象施設」という。）とします。なお、省エネ法により事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が義務づけられており、市におけるエネルギー管理者は、法令の定め等により次表のとおりとします。

表 1-3 事務・事業の対象施設一覧

施設区分等		エネルギー管理者	法令の定め等
1	公共施設 (指定管理者、委託又は協働事業等により管理運営する施設を含む。)	市長	地方自治法
2	行政委員会(教育委員会を除く。) 監査委員・市議会		
3	学校その他の教育機関 (指定管理者又は委託により管理運営する施設を含む。)	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条による。

(4) 計画の期間・基準

【計画期間】

計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

なお、計画期間中の状況の変化（温室効果ガスの削減の実績、施設の増設や技術の進歩等）を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【基準年度・目標年度】

基準年度及び目標年度は、政府実行計画と整合を図り、以下のとおり設定します。

○基準年度：平成25（2013）年度

○中間目標：令和12（2030）年度

○長期目標：令和32（2050）年

なお、温室効果ガスの算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表に規定された排出係数を用いることとします。

第2章 事務・事業に係る温室効果ガスの排出状況

1. これまでの事務・事業による温室効果ガス排出量

事務・事業に係る温室効果ガス総排出量は令和4（2022）年度において10,721t-CO₂となっています。平成25（2013）年度からの推移をみると、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度にかけて増加してピークとなり、その後減少に転じており、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて増加しました。

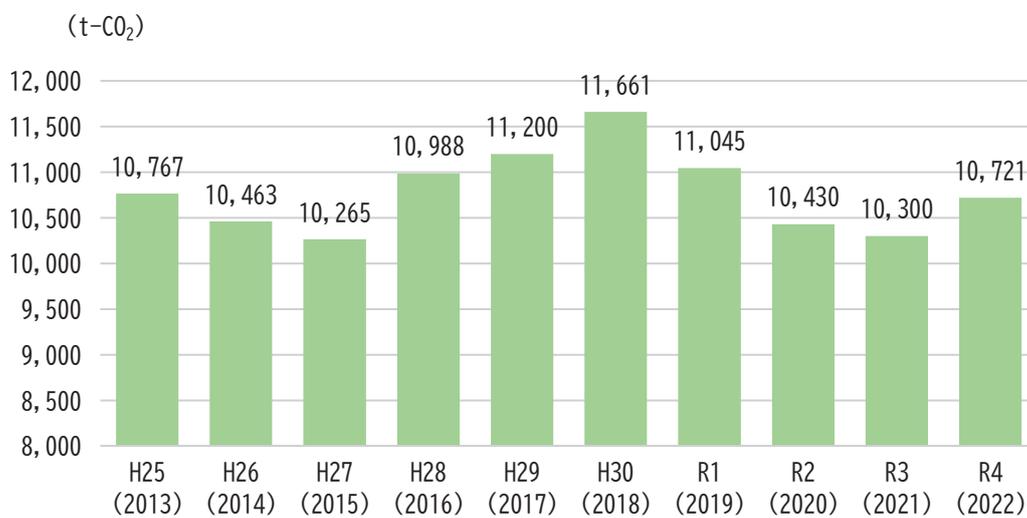


図2-1 温室効果ガス排出量の推移

2. 活動区分別温室効果ガス排出量

ここでは、本計画の基準年度である平成 25（2013）年度と現況年度である令和 4（2022）年度の活動区分別温室効果ガス排出量について示しています。

令和 4（2022）年度についてみると、電気の使用によるものが全体の 61.1%（6,548t-CO₂）で最も多く、次いで燃料の使用によるものが 38.1%（4,080t-CO₂）となっており、電気の使用を抑制する対策が重要となることがわかります。

また、基準年度である平成 25（2013）年度と比較すると、燃料の使用によるものについては 32.5%増加しており、電気の使用によるものが 12.6%減少、自動車の走行等によるものが 52.3%減少しています。

表 2-1 活動区分別温室効果ガス排出量(概要)

活動区分		温室効果ガス排出量実績		基準 年度比
		H25（2013）年度	R4（2022）年度	
施 設	燃料の使用	3,080 t-CO ₂	4,080 t-CO ₂	32.5%
	電気の使用	7,492 t-CO ₂	6,548 t-CO ₂	-12.6%
庁用車	自動車の走行等	195 t-CO ₂	93 t-CO ₂	-52.3%
合 計		10,767 t-CO ₂	10,721 t-CO ₂	-0.4%

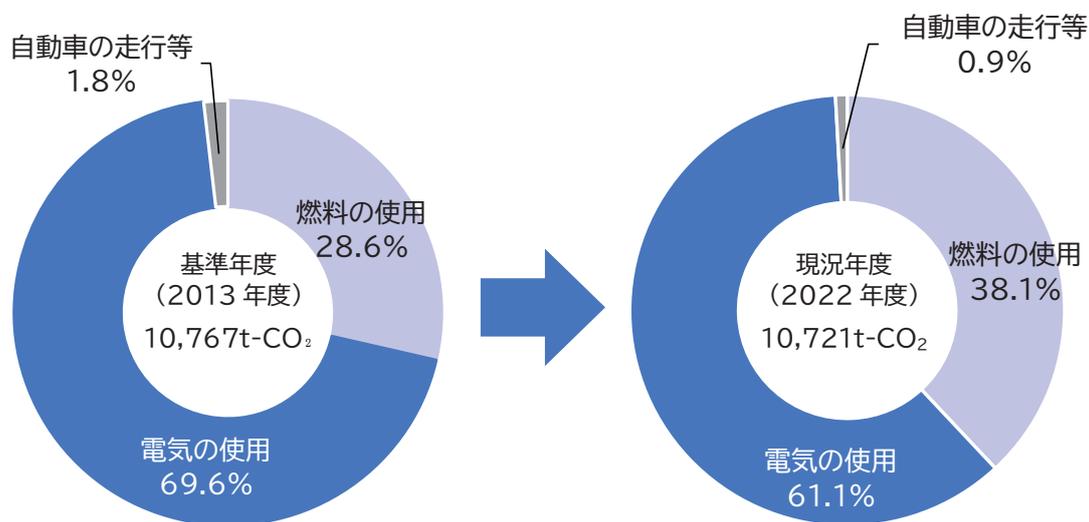


図 2-2 活動区分別温室効果ガス排出割合

※四捨五入による端数処理のため、合計値 100%にならない場合があります。

次に、エネルギー種別に基準年度と令和4（2022）年度について比較すると、軽油（車以外）、都市ガス、液化石油ガス、電気の使用について活動量が増加しており、それ以外は減少しています。減少した要因としては、市民会館の閉館や省エネ活動の実践等によると考えられます。

燃料の使用については、灯油やA重油が減少した一方で都市ガスが大幅に増加したことで、燃料の使用にともなう温室効果ガスの排出量は増加しています。

電気の使用については、基準年度よりも1,246,788kWh増加していますが、温室効果ガスの排出量は944t-CO₂減少しており、これは電気の温室効果ガス排出係数が低減したことによる効果となっています。

表2-2 活動区分別温室効果ガス排出量(詳細)

活動区分			活動量			温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			
			単位	H25 (2013)	R4 (2022)	増減量 (R4-H25)	H25 (2013)	R4 (2022)	増減量 (R4-H25)
施設	燃料の使用	灯油	L	1,060	426	▲634	3	1	▲2
		軽油（車以外）	L	47	48	1	0	0	0
		A重油	L	31,135	37	▲31,098	84	0	▲84
		都市ガス	m ³	1,430,799	1,817,451	386,652	2,993	4,078	1,085
		液化石油ガス (LPG)	kg	19	79	60	0	1	1
	電気の使用	kWh	15,383,875	16,630,663	1,246,788	7,492	6,548	▲944	
庁用車	自動車 燃料	ガソリン	L	34,132	21,669	▲12,463	83	52	▲31
		軽油	L	17,849	14,897	▲2,952	48	39	▲9
		天然ガス	m ³	28,927	0	▲28,927	61	0	▲61
	カーエアコン	HFC対入車	台	131	105	▲26	3	2	▲1
合計						10,767	10,721	▲46	
基準年度比							-0.4%		

第3章 本計画の削減目標

本計画における温室効果ガス削減目標は、国の目標※を踏まえて以下のとおり設定します。

本計画の長期目標は、2050年までに「温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指します。

そして、中間目標として、令和12(2030)年度において、基準(平成25(2013))年度比で51%以上削減することとします。

なお、二酸化炭素排出量が多く、エネルギー削減ポテンシャルの高い重点施設については、削減目標の達成の要となる施設として、重点的に対策を行うこととします。

※地球温暖化対策計画(事務・事業が含まれる業務その他部門の温室効果ガス削減目標：令和12(2030)年度までに基準(平成25(2013))年度比で51%削減)
政府実行計画(令和12(2030)年度までに基準(平成25(2013))年度比で50%削減)

- 長期目標 2050年までに「温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指します。
- 中間目標 2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度(国基準年度)比で51%削減を目指します。

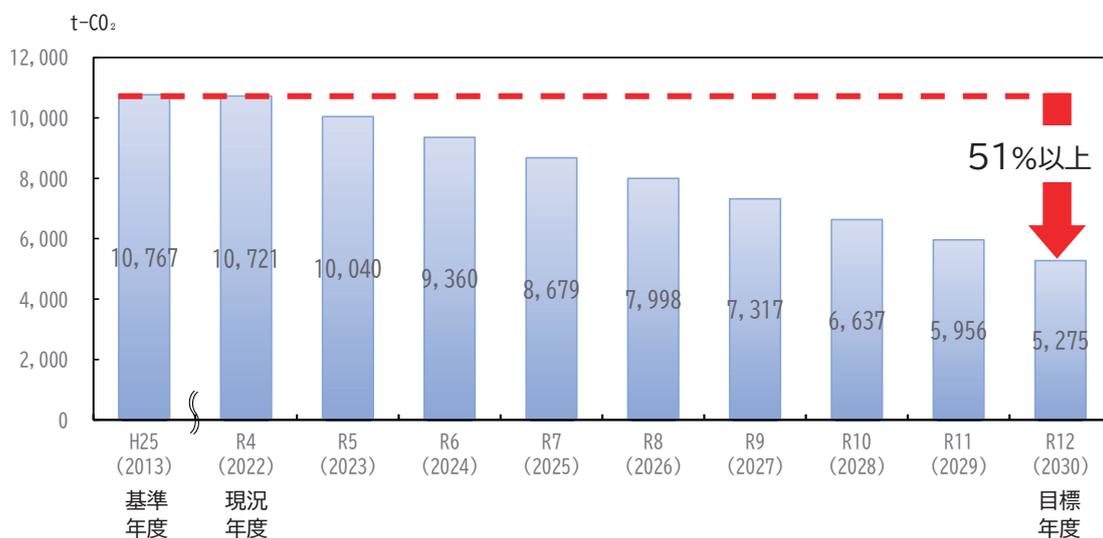


図3-1 本計画における基準値と削減目標

第4章 目標達成に向けた具体的な取組

1. 目標達成のために行うべき対策

前述した削減目標の達成を目指し、本計画では、以下に示す3つの対策と10の主な取組項目について実践していきます。

対策1 徹底した省エネルギー化の推進

【主な取組項目】

- 1.1 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践
- 1.2 建築物の省エネルギー対策の推進
- 1.3 事務事業におけるDXの推進
- 1.4 庁用車のZEV化の推進

施設に
おける取組

対策2 再生可能エネルギーの利用拡大

【主な取組項目】

- 2.1 再生可能エネルギー設備等の導入拡大
- 2.2 再生可能エネルギー由来の電力調達への推進

施設に
おける取組

対策3 職員による率先行動等

【主な取組項目】

- 3.1 職員による環境配慮行動の実践
- 3.2 グリーン購入の推進
- 3.3 4Rの推進
- 3.4 フロン排出抑制の推進

一人ひとり
による取組

2. 対策に基づく具体的な取組

対策1：徹底した省エネルギー化の推進

1.1 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践

施設を管理する所管課等は、保有する設備・機器について状況の把握、知識の習得を行った上で、管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

【メンテナンス】

- 設備の定期点検を徹底する。
- 照明機器は定期的に清掃する。
- 空調機器のフィルターを定期的に清掃する。

【エネルギーの管理】

- 省エネ診断の活用等により、有効な省エネ対策の実践を図る。
- エネルギー使用設備の管理マニュアル(管理標準)に基づく省エネ対策を進める。

【効率的運用】

- 不必要な照明の消灯を徹底する。
- 事業に支障のない範囲でライトダウンに努める。
- 普段使用しない電気機器は、プラグを抜く。
- エコスタイル(クールビズ・ウォームビズ)を徹底する。
- 空調機器は、適温設定に努める。
- パソコン等のOA機器について、長時間使用しないときは主電源を切る。
- 電気製品について、省電力機能や節電モードの活用を徹底する。
- エレベーターの使用を控え、階段を利用する。
- 事務の効率化に努め、残業時間を短縮する。

1.2 建築物の省エネルギー対策の推進

公共施設の新築・改築・改修の際は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務などを踏まえ、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)^{※1}化に向けた検討を行います。

また、設備・機器の新規導入や更新時において、施設を管理する所管課等は、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較した上で、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備・機器の導入に努めます。

- 設備更新の際は、環境省 LD-Tech 認証製品^{※2}などの高効率機器の導入を進める。
- 公共施設のLED化を進める。
- 建築物を新築や改築をする際には、建物の省エネルギー改修を行い、ZEB化などの建築物の省エネルギー化について検討する。
- 電力デマンド監視システム^{※3}やBEMS^{※4}を検討する。
- 建築物を新築や改築をする際には、都内産木材の利用について検討する。
- 照明や事務機器等の配置や台数の適正化に努める。

※1…Net Zero Energy Building の略であり、建物内における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の

省エネ性能の向上やオンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のことをいう。

- ※2…環境省では、2050年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源CO₂の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を、「環境省LD-Tech (Leading Decarbonization Technology)」として整理し、普及を進めている。
- ※3…30分間の電力使用量を計測し、平均使用電力(kW)を算出した値のうち、最大値をデマンド値と呼び、このデマンド値を監視するシステムを電力デマンド監視システムという。
- ※4…家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムのことをEMSと呼ばれており、特にビル用に特化したシステムのことをBEMSと呼ぶ。

1.3 事務事業におけるDXの推進

デジタル技術を活用し、住民サービスの向上や業務効率化などDXの推進による省エネルギー化を図ります。

- 利便性の向上に向けた行政手続のオンライン化やAI-OCR^{※5}・RPA^{※6}等の活用による業務効率化を推進する。
- ICT^{※7}を活用し、テレワークの実施やオンライン会議を推進しペーパーレス等に努める。

※5…OCR (Optical Character Recognition/光学文字認識)に、AI (人工知能) 技術を融合させた最先端のOCR技術のこと。AI技術を組み合わせることで、従来のOCRに比べて文字認識精度やレイアウト解析精度などが大幅に向上し、多岐にわたる分野での業務改善の実現が期待されている。

※6…Robotic Process Automationの略であり、作成したシナリオに基づいて動作するロボットにより業務を自動化するシステム。主に、Microsoft ExcelやWebブラウザ等で行うルーチン業務をロボットによって自動化する仕組み。

※7…Information and Communication Technologyの略称であり、日本語では「情報通信技術」と訳され、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

1.4 庁用車のZEV化の推進

庁用車について、入れ替え等による新規導入にあたっては、ZEV（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等）への転換に努め、走行時における温室効果ガスの排出を削減します。

また、ZEVへの切り替えに伴い、必要な公共施設への自動車用充電設備の整備検討を行うとともに、災害発生時においては非常用電源としての活用を図ります。

- 庁用車の更新の際は、ZEVの導入検討を図る。
- 公共施設への充電設備の整備を検討するとともに、再生可能エネルギーによる電力を用いたゼロカーボンドライブを目指す。

対策2：再生可能エネルギーの利用拡大

2.1 再生可能エネルギー設備等の導入拡大

周辺環境への影響に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入を積極的に進めるとともに導入効果を周知し、市の率先的な取組を通じた、市民や事業者への普及啓発を図ります。

- 公共施設に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 施設条件に応じて PPA モデル^{※1}の活用などの導入方策も含めて実現可能性について検討を行う。
- 導入した再生可能エネルギーについて、積極的に情報発信を図ることで再生可能エネルギーについての市民の意識を啓発する。

※1…事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用し、発電された電力を需要家へ有償提供するビジネスモデルのこと。

2.2 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

各施設で使用する電力について、再生可能エネルギー由来電力への切り替えを図ることで、化石燃料由来電力からの脱却を図り、脱炭素化を推進します。

- 公共施設の電力供給を受ける契約において、「西東京市電力調達に係る環境配慮方針」に基づき、再エネ電力への切り替えを推進する。

対策3：職員による率先行動等

3.1 職員による環境配慮行動の実践

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に環境に配慮した賢い選択を心がけ、事務事業の省エネルギー化に努めます。

また、各施設等で使用されたエネルギー使用量を定期的に確認し、取組効果の検証を行います。

【照明】

- 照明を必要としない時間・場所における消灯を徹底する。
- 自然採光や手元照明を積極的に取り入れる。

【空調】

- 適正な温度管理を行うとともに、クールビズ・ウォームビズなど適切な服装を心がける。
- 換気運転の時間や回数を適切に管理する。
- 冷暖房の運転時期を適切に管理し、外気の取り入れを積極的に行う。

【事務機器】

- スリープモードの活用や長時間使用しない場合には電源を OFF にするなど適正使用に努める。
- 事務機器の調達の際は、省エネ性能が高く、環境に配慮した物品を調達する。

【給湯】

- 冬季以外の給湯時間の短縮に努める。
- 季節や気温に応じて、給湯温度の適正管理に努める。

【公用車の使用】

- エコドライブを実践する。
- 近距離の移動には、自転車を使用する。
- 遠距離の移動には、電車やバスを利用する。
- タイヤの空気圧やエアコンなどについて、日常点検を行う。

【紙の使用】

- 両面印刷、裏紙使用を徹底する。
- 文書のペーパーレス化を推進する。
- コピーや印刷を行う際は設定を確認し、ミスコピー・ミスプリントの防止に努める。
- 冊子類、資料などの適正部数の印刷に努める。

3.2 グリーン購入の推進

市は事務・事業活動で多くの物品を調達する消費者であることから、環境負荷の低減につながる物品の率先した購入に取り組むこと(グリーン調達)で、環境負荷の低減や環境に配慮した商品の普及に努めます。

- 製品及びサービスを購入する前に、必要性を十分に考えるとともに、購入する場合は、数量を可能な限り削減する。
- 物品について、他部局との共同利用や所有、レンタル等について検討する。
- 物品の調達の際は、西東京市グリーン購入ガイドラインに基づいた調達を行う。

3.3 4Rの推進

本計画の対象となる施設から排出されるごみの減量に取り組みます。また、ごみの再資源化と適正処理に努めます。

- 排出ごみの分別を徹底し、資源化に取り組む。
- 割り箸・紙コップの使用を自粛する。(マイカップ、マイボトル等利用促進)
- 封筒、ファイル等の再利用に取り組む。
- 食品ロスの削減に取り組む。

3.4 フロン排出抑制の推進

市が保有する特定フロン等を使用した機器に関しては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン法)に基づく定期的な点検を行い、フロンが漏洩することのないよう適切な管理をするとともに、廃棄時には法令に基づき適切な処理を行います。

- 特定フロン類を使用した機器の定期的な点検・管理を行う。
- 特定フロン類を使用した機器を廃棄物する際には適正に処理を行う。

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画は、西東京市環境マネジメントシステムに基づき進行管理を行います。進行管理は、PDCAサイクルを基本とし、①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という一連の流れの中で、計画の進捗状況を把握します。

具体的には、温室効果ガスの削減の状況について数値化・見える化を図ることで、計画の進捗状況を定期的に、定量的に点検・評価します。その結果を次年度の取組にフィードバックさせることで、温室効果ガス削減の取組の継続的な改善を図ります。

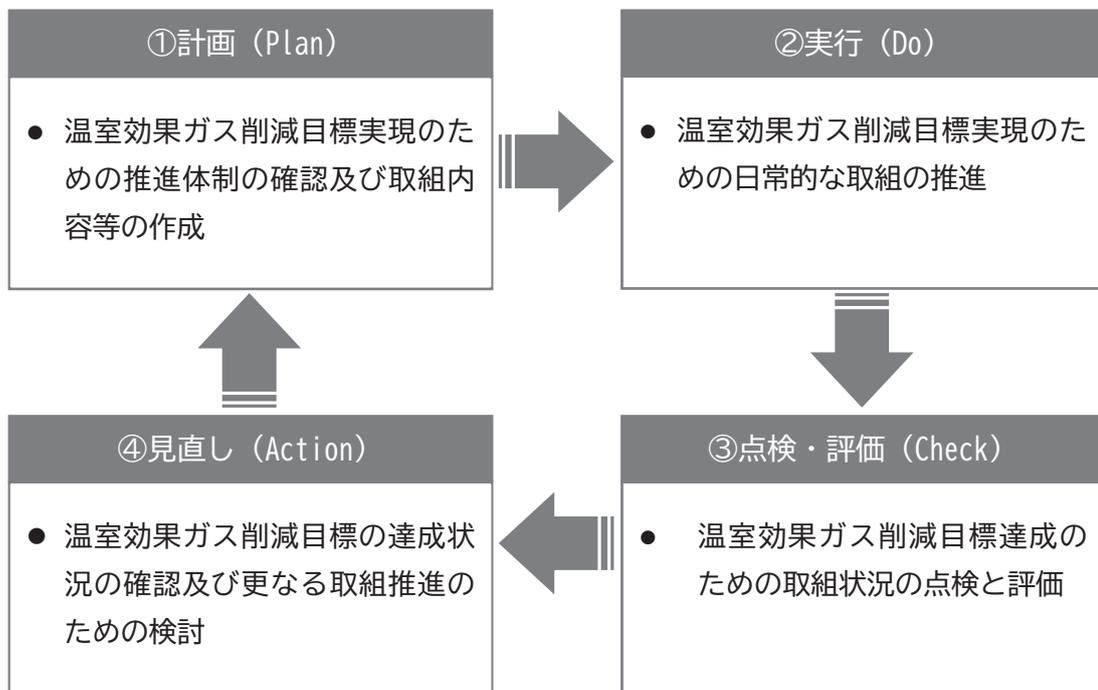


図5-1 計画の進行管理の仕組み(PDCAサイクル)

2. 推進体制

本計画は、西東京市環境マネジメントシステムの環境管理体制に基づき推進します。推進体制のうち、環境経営本部の機能は首脳部会議において実施します。

庁内における PDCA サイクルは、庁内の横断的な環境保全施策の調整及び進捗管理を行い、環境経営総括責任者である市長に報告します。市長は、計画の見直し等施策を統括します。

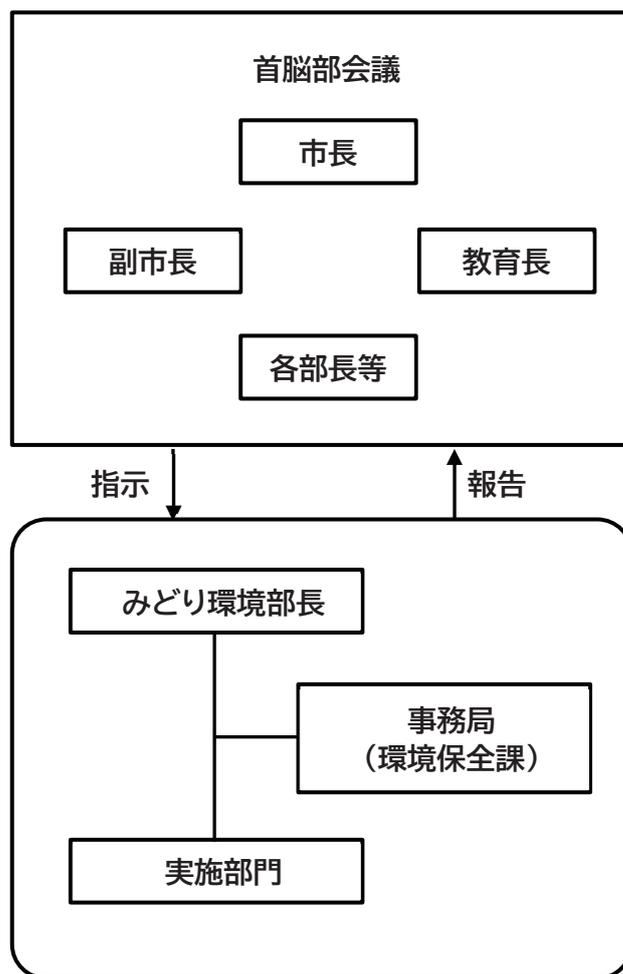


図5-2 計画推進体制

西東京市第三次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

発行：令和6年3月

編集：西東京市 みどり環境部 環境保全課

〒202-0011 東京都西東京市泉町3-12-35 エコプラザ西東京

TEL 042-438-4042 FAX 042-438-1762

メールアドレス：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

